

淀川水系流域委員会 第 45 回委員会 結果概要

開催日時：2005 年 8 月 24 日（水）16：00～19：15

場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大・中ホール

参加者数：委員 21 名、河川管理者（指定席）21 名 一般傍聴者 214 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
2. 審議の概要
 - ① 5 ダムの方針および調査検討内容に関する意見交換
 - ② 意見書とりまとめのためのワーキンググループ設置について
 - ③ その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・淀川水系 5 ダムについての方針および調査検討結果に対する委員会の意見を取りまとめるために、ワーキンググループを設置することが承認された。

2. 報告の概要

①「住民と委員との意見交換会」の実施報告

各地域別部会長より、報告資料 2「住民と委員との意見交換会の実施報告」を用いて、住民と委員との意見交換会の概要について報告がなされた。

3. 審議の概要

① 5 ダムの方針および調査検討内容に関する意見交換

河川管理者より、川上ダムと丹生ダムについて、委員会見解で指摘されているポイントを中心に追加的な説明がなされた（審議資料 1-7-7「川上ダムの三重県利水について」、審議資料 1-7-8「川上ダムについて（補足説明）」、机上資料「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（資料編）」、審議資料 1-4-5「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ（2005 年 1 月 22 日）に関する検討」、審議資料 1-4-6「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ（補足説明）」）。その後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

○川上ダムについて

- ・利水の供給能力を異常時中心に考えること自体に問題がある。大阪市は潤沢な水利権を持っているので、大阪市から京都府に水利権を転用し、さらに京都府から三重県に転用するといったことができないのか。これまでから一步進んだやり方をして、既存の水資源の活用する考え方がないのか。

←青蓮寺ダムの大阪市の水利権転用は考えられると思うが、現在は供給と取水がバランスしている。転用すればこのバランスが崩れることになる。下流の水源はダムと琵琶湖で確保されているが、ダムの水利権を他に持っていけば、相対的に琵琶湖の負担が増えることになる（河川管理者）。

←大阪市の水利権は 30m³/s 程度ある。この数字をもう一度よく考えてほしい。

- ・川上ダムの自然環境について、調査結果と各種委員会のコメントが示されているが、結果だけではなく、各種委員会の議事録や公式な答申等があると思う。見せて頂きたい。

←各種委員会から答申はもらっていない。各種委員会には、河川管理者が作成した資料の内容について確認をとらせてもらい、コメントを頂いた。コメントの背景等を詳しく知りたいということであれば、説明させて頂きたい（河川管理者）。

←各種委員会は、希少生物保護の観点からマスコミ公開のみで開催している。委員会の結果についてはHPで公開している。議事録は録っているが、議事録を見せるためには、各種委員会と相談しなければならない（河川管理者）。

- ・川上ダムができた後でも、オオサンショウウオの個体群の繁殖活動が維持されるのか。移動しても安定的に増殖できるか。絶滅しないでやっていけるのか。河川管理者は、証拠として、100年後の増殖率等のシミュレーション結果を示さないといけない。現在の調査結果だけでは不十分だ。

- ・審議資料 1-7-8「川上ダムについて（補足説明）」P2の雨量は、いくつの観測点で求めたのか。氾濫の条件は、天端一余裕高か。また、内水に対する浸水をどう考えているのか。

←観測所の数は資料がないので即答できない。氾濫条件は天端一余裕高となっている。内水の検討は行っており、必要な箇所では別途解析をしている。ただし、資料のグラフでは内水氾濫はカウントされていない（河川管理者）。

- ・オオサンショウウオの個体群を移転させるという考え方には、自然保護と動物愛護が混同している。個体群の移転は動物愛護の考え方だ。ダムをつくる限り、オオサンショウウオの生息地は完全に失われる。

←円山川の例もある。ダムの上流にオオサンショウウオを移転したとしても、洪水時にダム湖に流されてしまう。考慮していかないといけない。

○丹生ダムについて

- ・洗堰の操作規則は、水位上昇を抑制する対策なしには変更できないという説明があった。水位上昇抑制の具体的な対策には、瀬田川流下能力向上以外に具体的な対策があるのか。

←琵琶湖に流入する量を減らすための容量を丹生ダムで確保する。また、±0 cmの状態でも瀬田川の流下能力を高めるための対策を考えている（河川管理者）。

- ・異常渇水対策として琵琶湖でプラス7 cm確保する計画は、丹生ダムが前提になっているが、丹生ダムをつくらない場合はどうなるのか。2 cm分が丹生ダムであれば、5 cm分は瀬田川改修だけで可能になるのか。

←渇水対策容量はより多く確保したいと考えている。また、通常時の水位もより高め（±0 cm程度）で運用したい。しかし、治水を考えて、琵琶湖に流入する量を減らすための丹生ダムと琵琶湖から流出する量を増やすための瀬田川改修によって、いったいどこまでできるか検討した結果、7 cmになった（河川管理者）。

←丹生ダムなしでも5 cm分は可能ということか。

←流入量を減らす対策と流出量を増やす対策は別の手法なので、机上ではその通りだ。

しかし、我々は可能な限り、渇水対策容量を確保し、通常時の水位もより高めにしたいと思っている。7 cmでも十分だとは思っていないが、限界があるので可能な範囲内でやってきたいと考えている（河川管理者）。

- ・琵琶湖の水位は高い方がよいという考え方であれば、丹生ダムを2000万 m³にしたのは何故か。3000万 m³にすればよいのではないか。

←想定される代表的な洪水でどこまで確保すればどれだけあげられるかを検討した結果、2000万 m³が限界であり、それ以上確保しても2 cm以上確保できないことがわかった。3000万 m³にすれば効果がある場合もあるが、対象とした琵琶湖のどの雨でも最低確保しなければならないという考え方では、2000万 m³を確保すればよいだろうということになった（河川管理者）。

- ・審議資料1-4-5「琵琶湖水位操作についての意見書中間とりまとめに関する検討」P18で遊水地整備を「下流河川等の治水効果発現にはほとんど寄与しないため、河川事業としての整備は適当ではありません」としているのは、なぜか。

←琵琶湖自体には、下流の洪水防御のための機能というものがある。遊水地に設定しようとしているのは、湖岸堤で守られている陸域側。制限水位を上げ浸水する箇所を遊水地にして補償するという意見だが、広範囲なエリアに及ぶので、補償技術的に困難である。遊水地という河川手法は、遊水地によって下流域や湖岸の別のエリアなどが守られ効果発現するから整備するのであるが、その効果が想定しえない（河川管理者）。

←私も遊水地の考え方には賛成できない。ただ、全閉する時間が長くなれば、下流への治水効果はかなり出るのではないか。

←あらかじめ琵琶湖の水位を上げることで琵琶湖周辺の浸水エリアが広がる。拡大したエリアに対して補償することが可能なかどうかを検討した。制限水位を上げることで下流にプラスの影響があればいいが、今回はそうではなく、遊水地の手法は採用しづらいということになった（河川管理者）。

②意見書とりまとめのためのワーキンググループ設置について

審議資料2「委員会意見書とりまとめのためのワーキンググループ設置（案）について」のとおりに、ワーキンググループの設置が承認された。

③その他

主に「委員会見解」への少数意見について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・委員会見解への少数意見を提出したが、住民と委員との意見交換や本日の委員会に配布されていない。委員会見解とは違った意見を持っている委員がいるということを地域住民にも知っておいてもらいたかった。今後、どのように少数意見を扱っていくのか。できるだけ早い機会に出して頂きたい。

←提出された意見の確認作業等で時間がかかっているため、9月24日の委員会で正式に配布することになった。提出が遅れて申し訳ないが、ご了承頂きたい（委員長）。

- ・意見交換会で得た経験を踏まえて、新たな少数意見を出してもよいのか。

←「委員会見解」は、作成時点における端的な意見としてとりまとめた。今後、調査検討結果への検討を行い、個々の委員の意見を反映していくことになる。しかし、どうしても「委員会見解」に付したい意見があれば、数日の内に提出して頂きたい（委員長）。

- ・運営会議での検討内容について、委員会の場で報告して頂きたい。
- ・河川管理者が「5ダムの方針」に対する住民の質問に答えたり、説明をしたりする場がなかった。河川管理者は、住民と連携してやってほしい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・審議の中で、5cmであれば丹生ダム以外でも可能という説明があったが、7cmまで丹生ダムがなくてもOKだと考えている。河川管理者に質問をして、回答を頂いたが、まともな回答ではなく、私たちの主張が認められたと思っている（参考資料1 No.601）。次に川上ダムの利水についてだが、利水の代替案の可能性に関して荻野委員から質問が出されている（審議資料1-9 P11）。河川管理者はこの質問に関する流量のデータを出されると思うが、公開してほしい。青蓮寺ダムの特定灌漑用水からの転用についても河川管理者から説明があったが、我々も意見を出している（参考資料1 No.600、604）。河川管理者の説明に間違いはないが、不足している点がある。農業用水の転用は単純にできないのは確かだが、水利権を余らしている大阪府（約10m³/s）や青蓮寺用水土地改良区（0.3m³/s以上）から転用すれば何の問題もない。また、比奈知ダムに利水権を持つ京都府からの転用も可能だろうし、万が一京都府に余裕がないとしても、大阪市の水利権を転用すればよい。
- ・厚生労働から人口動態統計が示された。この統計を見れば、40年間で6000万人まで半減

してしまう懸念を持たざるを得ない。将来人口の減少は社会整備事業の負担にマイナスの影響をもたらす。過大投資を避け、将来へのツケが過酷にならないようにするのは、現世代の責任だ。また、伊賀用水は現在の既存自己水源でまかなえるはずだ。川上ダムをつくれば市民への負担が大きくなってしまう（参考資料1 No599）。伊賀盆地では、中層以下で豊かな水脈を示すところも多いと聞く。最近の気象変動によって、集水面積の小さい川上ダムでは利水を担えなくなることも懸念される。伊賀市には自己水源を有効に使って頂きたい。

- ・報告資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」P2には、「一方箕面市は民間開発より公共による開発の方が望ましいとして民間開発を止めるなど、地元の意見を無視して余野川ダム建設を決定した経過がある」とあるが、箕面市にはダム決定権はない。地元は当初は反対だったが、箕面市長の説得と国交省からの提案（治水・利水への理解、地域活性化）にやむなく従った。訂正して頂きたい。また、意見交換会では、委員会で地元の活性化について審議すべきかどうか、意見が分かれたが、旧法の事情を考慮すべきであり、委員会で審議しなければいけない。河川管理者は、委員会に諮問するのを怠っている。そもそもこの時期に流域委員会を設けたことに疑問を持っている。大きな問題のある関東や九州のダムでは、委員会は設けていない。旧法にそった委員会をお願いしたい。
- ・川上ダムの説明資料が不親切。元データを確認するためには膨大な資料を確認しなければならない。読む側の立場を考えて、資料の中で元データまで説明すべきだ。
- ・審議資料1-6-1「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ）」のP10では琵琶湖から放流できる最大量が1500mm³/sと書かれているが、大戸川流量がゼロでない限りできない。大戸川流量300mm³/sを考慮すると1200mm³/sである。河川管理者に確認したにも関わらず、修正されていないのは遺憾だ。それから、宇治発電所や志津川の流量を考慮すれば、天ヶ瀬ダムでは1500mm³/s放流はできない。説明不足だ。琵琶湖周辺の浸水被害の対策の検討を引き延ばされていることも許されない。また、審議資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」の他にも、意見交換会で配布された意見発表者の意見も配布して頂きたい。

←意見発表者から頂いたご意見は、全委員に配布している。委員会で一般傍聴者に配布するかどうかは検討させて頂きたい（委員長）。

以上